

## 地域との医療連携を目指した個別研修

東京都では、「身近にあり安心していつでも受診，相談できる」いわゆる，かかりつけ歯科医の普及に努めています。それは障害のあるなしにかかわらずどなたでも同じことです。しかし，現状では障害があることで「近医では設備が整っていない，暴れて難しいので診られない」などの理由から，かかりつけ歯科医を持つことができずに当センターに来院される方がいらっしゃいます。

当センターは，地域の一般歯科では対応が困難な障害のある方々の口腔保健の向上を図ることを目的として設置され，障害のある方々の QOL (生命，生活，人生の質) の向上を目指すことを基本理念としています。障害のある方々が当センターに通院することにより歯科診療に対する不安や恐怖を克服し，診療が可能になれば地域で受診することができます。そして，「地区の口腔保健センター」や「かかりつけ歯科医」に転医できれば，通院時間，交通費や患者および同伴者の負担軽減に繋がります。

また，地域かかりつけ歯科医院での診療・対応が困難な場合には，当センターと歯科医院間の医療連携をとっていただき，困難治療や歯科診療トレーニングは当センターで行い，地域で可能な診療や定期健診は紹介元で行っていただくような連携を推進しています。

そこで当センターでは，少しでも多くの方が住み慣れた身近な地域で良質な歯科医療を受診できるように，協力していただく医療従事者，特に歯科医師，歯科衛生士の方々対象の研修を行っています。

今回はその研修のうち地域との医療連携を目指した個別研修についてご紹介したいと思います。

### 個別研修とは・・・

個別研修は，患者・保護者・介助者の方々に協力いただき地域での歯科医療に従事している歯科医師や歯科衛生士が当センターにおいて講義，臨床研修を行うもので毎年2～3回開催しています。

障害とはどういうものなのか，疾患の特徴，患者個人の特性を十分に理解し，どう対応すればより良い歯科医療が提供できるのかを考え研修を行っています。

個別研修は，所内で行う「個別研修」と巡回歯科診療車を利用した「短期個別研修」があります。本号では所内での「個別研修」について紹介します。

- ・目的 障害児・者における歯科医療を理解すると共に，かかりつけ歯科医師，歯科衛生士を支援し，医療連携を推進すること
- ・種類 3コース(基礎，アドバンス，フォローアップ)

### 1 基礎コース

期間・対象：3日間の期間で歯科医師・歯科衛生士を対象。

研修内容：3日間のうち2日は講義，1日は当センターの臨床見学(希望者はそれ以上も可能)



講義



臨床見学

## 2 アドバンスコース

期間・対象：7日間の期間で歯科医師，歯科衛生士のうち過去の個別研修修了者または基礎コースを受講済みの者を対象。（2回以上の受講可）

研修内容：1日の講義および実習と5日間の臨床実習を経て，最終日における症例報告。  
臨床実習ではセンタースタッフの指導のもと，実際に患者さんを担当しその対応や診療手順等を実習していただきます。



臨床実習



ミーティング

## 3 フォローアップコース

期間・対象：希望の日時，回数でアドバンスコース修了者を対象

研修内容：希望に合わせた臨床実習をセンターの担当者と行っていただきます。

日本障害者歯科学会臨床経験施設であるため障害者歯科学会認定医，認定歯科衛生士習得のための研修も可能です。

以上3コースが現在行われています。

参加者は幅広く各年代の方々に参加いただいております，都内に関わらず近郊地域からの参加もいただいております。多くの方は，今後地域の口腔保健センターで障害者歯科治療を行うとのことで参加されています。当然，スキルアップ目的や再度参加の方々も多数おられます。

また，アドバンスコースにおいて同勤務先から歯科医師，歯科衛生士の方がペアで参加することも可能です。

個別研修（アドバンスコース）修了された先生の声

江戸川区開業，江戸川区口腔保健センター協力医 滝田 和弘 先生  
(H22 年度第3回受講)

今回，センターでの研修を受講し，その中で診療を進めて行ったのですが，患者さん本人だけでなく，そのご家族がとても喜ばれているのが印象的でした。障害のある方やそのご家族の家庭環境なども考慮して治療に取り組み，（患者さん個人としてだけでなく，）一家族と信頼関係を築き，協力して行く事の大切さを感じました。また，それが患者さんの自立を支援し，そのご家族も含め，生活の質の向上に繋がって行くのではないかと思います。

今回の研修を終え，私も協力医として地元である江戸川区の口腔保健センターや自身の診療所で協力させていただきます。

これから地域医療の窓口として，また障害のある方の社会参加へ貢献していけたら幸いです。



症例報告

最後に

『障害』とは社会が作るものです。より良い社会にするには，社会が『障害』を理解し『障害の軽減・克服』を目指す必要があります。社会の一員である，我々歯科医療従事者は，地域や地区口腔保健センター，歯科大学病院で活躍されている歯科医師，歯科衛生士の方々と医療連携を充実させ「障害のある方々は地域でなかなか診てもらえない」というこの現実を改善していかなければなりません。障害のある方々の QOL の向上のために，個別研修を大いに活用して頂ければと思います。

今後の研修日程や参加申し込みはセンターHP を参照してください。 <http://www.tokyo-ohc.org/message/training.html>